

ほっかいどう勤労者福祉資金融資 ①中小企業従業員 ②非正規労働者 ③季節労働者 ④離職者

2020年10月1日現在

ご利用いただける方	<p><①中小企業従業員></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の方、生協組合員、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で従業員が300人（卸売業・サービス業は100人、小売業は50人）以下、又は資本金あるいは出資金の額が3億円（卸売業は1億円、小売業・サービス業は5千万円）以下のいずれかに該当し、道内に存在する中小企業の事業所にお勤めの方。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ 前年度所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><②非正規労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の方、生協組合員、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で期間を定めた雇用契約、派遣労働、又は短時間労働（パート労働）のいずれかに該当する方。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ 前年度所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><③季節労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の方、生協組合員、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で毎年一定期間勤務している方、且つ2年間で通算12ヵ月以上勤務している方。 ◇ 前年度所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><④離職者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 雇用保険受給資格者であり、基本手当日額が4,110円以上の方。 ◇ 雇用保険または賃確法立替払金の受給口座を当庫へ指定できる方。 								
資金使途	◇ 医療・災害・教育・冠婚葬祭・住宅補修・耐久消費財購入・一般生活資金。								
ご融資限度額	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="531 1149 1366 1272"> <thead> <tr> <th>融資制度対象者</th> <th>ご融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>離職者</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	融資制度対象者	ご融資限度額	中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者	120万円	離職者	100万円		
融資制度対象者	ご融資限度額								
中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者	120万円								
離職者	100万円								
ご返済期間	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="531 1328 1366 1451"> <thead> <tr> <th>融資制度対象者</th> <th>ご返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>離職者</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 離職者は6ヶ月の元金据置が可能です。</p>	融資制度対象者	ご返済期間	中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者	8年以内	離職者	5年以内		
融資制度対象者	ご返済期間								
中小企業従業員・非正規労働者・季節労働者	8年以内								
離職者	5年以内								
ご返済方法	元利均等返済（中小企業従業員・非正規労働者および季節労働者のみボーナス返済併用可）となります。								
ご融資金利	北海道の定める金利となります。								
保証機関	<p>以下の通りです。非正規労働者・季節労働者・離職者は道労信協のみの保証となります。</p> <table border="1" data-bbox="531 1697 1474 1888"> <thead> <tr> <th>保証機関名</th> <th>保証料</th> <th>保証料お支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一財)北海道勤労者信用基金協会</td> <td rowspan="2">保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。</td> <td>金利上乘せ</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本労働者信用基金協会</td> <td>金利上乘せ</td> </tr> </tbody> </table>	保証機関名	保証料	保証料お支払方法	(一財)北海道勤労者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	金利上乘せ	(一社)日本労働者信用基金協会	金利上乘せ
保証機関名	保証料	保証料お支払方法							
(一財)北海道勤労者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	金利上乘せ							
(一社)日本労働者信用基金協会		金利上乘せ							
繰上償還手数料	不要です。								
連帯保証人	原則不要ですが、審査等により必要となる場合があります。								
苦情・相談等の窓口	次ページをご参照ください。								

苦情・相談等の窓口

<p>ろうきんへのご相談・ 苦情・お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、当庫本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：北海道労働金庫 お客様相談センター】</p> <ul style="list-style-type: none">• 電話番号：0120-510-924 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)• ファクシミリ：011-764-2215 <p>なお、苦情対応の手続については、店頭にて「苦情への対応の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• ホームページアドレス https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ・相談・苦情」ボタンをご利用ください。• 郵送先：〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18
<p>第三者機関に 問題解決を 相談したい場合</p>	<p>下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先への労働金庫に対して迅速な解決を促します。</p> <p>【窓口：ろうきん相談所】</p> <ul style="list-style-type: none">• 電話番号：0120-177-288 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)• ファクシミリ：03-3295-6751• E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp• 郵送先：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 <p>紛争解決のための機関として、東京三弁護士会が設置運営する下記の「仲裁センター」への取次も可能ですので、上記「ろうきん相談所」へお申し出ください。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【仲裁センター】</p> <ul style="list-style-type: none">東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 <p>* なお、紛争解決措置については、店頭にて「紛争解決措置の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• ホームページアドレス https://www.rokin-hokkaido.or.jp